

平成27年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年9月10日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成27年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第2号]

平成27年9月10日(木)

午前10時00分 開議

会 期 平成27年9月8日～9月18日(11日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第73号	平成27年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)	原案可決
3	議案第74号	平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
4	議案第75号	平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
5	議案第76号	平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
6	議案第77号	平成27年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
7	議案第78号	平成27年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
8	議案第79号	平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
9	議案第80号	平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決

(午後2時27分 散会)

午前10時00分 開会・開議

○議長(前田 悦男君) 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

ご協力のほどをよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第2 議案第73号 平成27年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)、日程第3 議案第74号 平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)、日程第4 議案第75号 平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)、日程第5 議案第76号 平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第6 議案第77号 平成27年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第7 議案第78号 平成27年度奥多摩町介護保健特別会計補正予算(第1号)、日程第8 議案第79号平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第9 議案第80号 平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)、以上8件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長(加藤 一美君) それでは、議案第73号から議案第80号までの平成27年度奥多摩町一般会計を初めとする各会計の補正予算について、提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第73号、平成27年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,571万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,498万3,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1票歳入歳出予算補正によるもの。

第2条、既定の町債の変更については、第2表、町債補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。地方特例交付金は交付決定によりまして、1万7,000円を追加し、地方特例交付金の合計を41万7,000円に。地方交付税は、普通交付税の確定によりまして、1億9,327万2,000円を追加し、地方交付税の合計を16億6,327万2,000円に。使用料及び手数料のうち、手数料が2,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を1億465万9,000円に。国庫支出金のうち国庫補助金は、3,135万1,000円を減額し、国庫支出金の合計を1億7,268万円に。都支出金のうち都負担金は885万9,000円を減額、都補助金は729万7,000円を追加、都委託金は82万6,000

円を減額し、都支出金の合計を 25 億 564 万 4,000 円に。財産収入のうち財産運用収入は、8 万円を減額、財産売払収入は、川井分譲地 3 区画の売払収入として 1,012 万 6,000 円を追加し、財産収入の合計を 5,147 万 2,000 円に。繰入金のうち特別会計繰入金は決算に伴い 512 万 5,000 円を追加、基金繰入金は、地方交付税の増額公付に伴い 1 億 6,600 万円を減額して基金に戻し、繰入金の合計を 2 億 6,122 万 7,000 円に。繰越金は決算による額の確定に伴い、1 億 6,561 万 4,000 円を追加し、繰越金の合計を 1 億 9,561 万 4,000 円に。諸収入のうち受託事業収入は、多摩の森林再生事業及び花粉症対策事業の額の確定に伴い 1,539 万 3,000 円を減額、雑入は、163 万 7,000 円を追加し、諸収入の合計を 4 億 9,041 万 3,000 円に。町債は、臨時財政対策債の額の確定に伴い 486 万 8,000 円を減額し、町債の合計を 1 億 6,013 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1 億 5,571 万 3,000 円を追加し、歳入の合計額を 65 億 5,498 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は 15 万 2,000 円を減額し議会費の合計を 1 億 196 万 2,000 円に。総務費のうち総務管理費は、地方交付税の増額交付に伴い、財政調整基金に積み立てを行うため 8,988 万 2,000 円を追加、徴税費は 264 万 9,000 円を減額、戸籍住民基本台帳費は 227 万 6,000 円を減額、選挙費は 55 万 4,000 円を追加、統計調査費は 3 万円を追加、監査委員費は 6,000 円を減額し、総務費の合計を 10 億 3,395 万 7,000 円に。民生費のうち社会福祉費は若者定住応援補助金の増額に伴い 2,854 万 7,000 円を追加、児童福祉費は 478 万 9,000 円を減額、国民年金費は 1 万 3,000 円を減額し、民生費の合計を 11 億 60 万 4,000 円に。衛生費のうち保健衛生費は 515 万 8,000 円を追加、清掃費は 1,321 万 6,000 円を追加し、清掃費の合計を 6 億 2,707 万 2,000 円に。農林水産業費のうち農業費は 132 万円を追加、林業費は多摩の森林再生事業、花粉症対策事業の額の確定に伴い 1,536 万 4,000 円を減額、水産業費は 14 万 4,000 円を追加し、農林水産業費の合計を 8 億 4,273 万 9,000 円に。商工費のうち、商工費は 40 万円を追加。観光費は 518 万 1,000 円を追加し、商工費の合計を 5 億 2,576 万円に。土木費のうち土木管理費は 508 万 8,000 円を追加、道路橋梁費は町道の維持補修工事に伴い、2,603 万円を追加、住宅費は公有財産購入費等の増額により 2,085 万 5,000 円を追加、下水道費は財源の組みかえによるもので補正額はなく、土木費の合計を 12 億 8,565 万 8,000 円に。消防費は、防火水槽設置工事の見送りに伴い 2,233 万 9,000 円を減額し消防費の合計を 2 億 2,598 万 8,000 円に。教育費のうち、教育総務費は 89 万円を減額、小学校費は 140 万 5,000 円を追加、中学校費は 36 万 4,000 円を追加、給食費は 22 万 2,000 円を追加、社会教育費は海外派遣事業の参加者の増加等に伴い 546 万 2,000 円

を追加、保健体育費は137万2,000円を追加し、教育費の合計を5億4,538万4,000円に。公債費は、長期債の利子等の見直しによりまして、101万9,000円を減額し、公債費の合計を2億5,290万1,000円に。予備費は予算調整により2万円を減額し予備費の合計を1,248万2,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1億5,571万3,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の65億5,498万3,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。第2表、町債の補正でございますが額の確定に伴いまして、臨時財政対策債を486万8,000円減額し、1億6,013万2,000円とするものでございます。

以上で議案第73号の説明を終わります。

次に、議案第74号、平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,561万8,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。初めに、繰入金のうち他会計繰入金は36万2,000円を減額し、繰入金の合計を6,885万9,000円に。繰越金は額という額の確定に伴い198万円を追加し、繰越金の合計を198万1,000円とするもので、今回の歳入補正額は161万8,000円を追加し、歳入の合計額を7,561万8,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。初めに、総務費のうち利用管理費は消耗品修繕費等の増額により161万8,000円を追加し総務費の合計を7,533万8,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の161万8,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の7,561万8,000円とするものでございます。

以上で議案第74号の説明を終わります。

次に、議案第75号、平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条の規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、339万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,459万8,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰越金は額の確定によりまして、339万8,000円を追加し繰越金の合計を339万9,000円とするもので、今回の歳入補正額は339万8,000円を追加し、歳入の合計額を1億6,459万8,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち利用管理費は、光熱水費、修繕費との増額によりまして、272万円を追加し総務費の合計を1億6,380万1,000円に、予備費は67万8,000円を追加し予備費の合計を79万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の339万8,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額を額と同額の1億6,459万8,000円とするものでございます。

以上で議案第75号の説明を終わります。

次に、議案第76号、平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算。(第1号)についてご説明申し上げます。

初めに歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,935万5,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。国庫支出金のうち国庫負担金は5万7,000円を追加し、国庫支出金の合計を1億9,843万1,000円に。療養給付費交付金は1,000円を減額し療養給付費交付金の合計を4,500万円に。前期高齢者交付金は、1,093万9,000円を減額し、前期高齢者交付金の合計を2億2,387万1,000円に。都支出金のうち都負担金は5万8,000円を追加し、都支出金の合計を6,576万1,000円に。繰越金は額の確定に伴いまして、1,118万円を追加し繰越金の合計を2,118万1,000円とするもので、今回の歳入補正額は35万5,000円を追加し、歳入の合計額を9億5,935万5,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち総務管理費は37万8,000円を追加し、総務費の合計を360万円に。保険給付費のうち、療養諸費高額療養費については財源組替によるもので、額に変更はございません。後期高齢者支援金等は22万5,000円を減額し、後期高齢者支援金との合計を8,678万5,000円に。前期高齢

者納付金等は、3,000 円を減額し、前期高齢者納付金等の合計を 5 万 7,000 円に。老人保健拠出金は 2 万円を減額し、老人保健拠出金の合計を 5,000 円に。介護納付金は 960 万円を減額し介護納付金の合計を 3,540 万円に。保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は財源の組みかえによるもので額に変更はありません。諸支出金のうち、償還金及び還付金は 962 万円を追加し諸支出金の合計を 1,065 万 2,000 円に。予備費は 20 万 5,000 円を追加し、予備費の合計を 54 万 7,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 35 万 5,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 9 億 5,935 万 5,000 円とするものでございます。

以上で議案第 76 号の説明を終わります。

次に、議案第 77 号、平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。初めに歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 274 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 974 万 8,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰越金は額の確定により、149 万 8,000 を追加し、繰越金の合計を 149 万 9,000 円に。諸収入のうち雑収入は、125 万円を追加し、諸収入の合計を 1,154 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 274 万 8,000 円を追加し、歳入の合計額を 2 億 974 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、広域連合納付金は、27 万 9,000 円を追加し、広域連合納付金の合計を 1 億 8,965 万 9,000 円に。諸支出金のうち償還金及び還付加算金は 125 万円を追加し、諸支出金の合計を、225 万 1,000 円に。予備費は 121 万 9,000 円を追加し、予備費の合計を 127 万 8,000 とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 274 万 8,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 2 億 974 万 8,000 円とするものでございます。

以上で議案第 77 号の説明を終わります。

次に、議案第 78 号、平成 27 年度奥多摩町介護保健特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,500 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億

5,800万8,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。初めに、保険料のうち介護保険料は151万4,000円を追加し、保険料の合計を1億6,381万3,000円に。国庫支出金のうち、国庫負担金は15万9,000円を追加。国庫補助金は41万2,000円を追加し、国庫支出金の合計を1億9,163万9,000円に。支払基金交付金は194万5,000円を追加し、支払基金交付金の合計を2億2,199万5,000円に、都支出金のうち都負担金は91万2,000円を追加、都補助金は9万円を追加し、都支出金の合計を1億2,770万1,000円に。繰入金のうち一般会計繰入金は51万5,000円を追加、基金繰入金は36万円を追加し、繰入金の合計を1億2,872万8,000円に。繰越金は額の確定に伴いまして1,910万1,000円を追加し、繰越金の合計を1,910万5,000円とするもので、今回の歳入補正額は、2,500万8,000円を追加し、歳入の合計額を8億5,800万8,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち総務管理費は1万4,000円を追加し、総務費の合計を1,514万3,000円に。保険給付費のうち介護サービス等諸費は500万円を追加、介護予防サービス等諸費は300万円を減額、高額介護サービス等費は130万円を追加、町特別給付金は30万円を減額し、保険給付費の合計を7億7,300万円に。基金積立金は534万5,000円を追加し、基金積立金の合計を534万7,000円に。諸支出金のうち、償還金及び還付金は1,153万2,000円を追加、繰出金は512万5,000円を追加し、総支出金の合計を1,746万9,000円に。予備費は8,000円を減額し予備費の合計を101万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の2,500万8,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億5,800万8,000円とするものでございます。

以上で議案第78号の説明をおります。

次に、議案第79号、平成27年度奥多摩町で水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。今回の下水道の補正につきましては、歳入に内容及び額の変更はございません。

2 ページをごらんください。歳出のご説明をさせていただきます。

総務費のうち総務管理費は 57 万 2,000 円を減額し、総務費の合計を 1 億 1,881 万 6,000 円に。事業費のうち下水道事業費は 125 万 8,000 円を減額、浄化槽市町村整備推進事業費は 245 万 8,000 円を追加し、事業費の合計を 12 億 2,031 万 7,000 円に。公債費は 62 万 8,000 円を減額し、公債費の計を 2 億 5,288 万 2,000 円とするもので、歳入と同様に額に変更はなく内容のみの変更となります。

以上で議案第 79 号の説明をおります。

次に、議案第 80 号、平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条、平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第 1 款病院事業費用のうち、第 1 項、医業費用は、40 万円を減額。第 2 項、医療外費用は 40 万円を追加するもので内容の変更のみとなり、支出の合計額に変更はございません。

第 3 条、予算第 8 条に定めた棚卸資産購入限度額 4,272 万円を 4,217 万円に改めるものでございます。

以上で議案第 80 号の説明を終わります。

以上、議案第 73 号から議案第 80 号までの 8 会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきます。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜りご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いいたします。

初めに、議案第 73 号について、各課長から順次所管の説明を求めます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、議案第 73 号、平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）について、内容のご説明をいたします。

補正予算書の 8 ページをお開きください。歳入でございます。初めに（款）08 地方特例交付金は 1 万 7,000 円の増。次の（款）09 地方交付税は 1 億 9,327 万 2,000 円の増はいずれも交付決定通知によるものです。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の（款）12、使用料及び手数料、01 総務手数料の 2,000 円の追加については、社会保障・税番号制度の通知カード度及び個人番号カードのそれぞれ

れの再交付の手数料の収入を見込むものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に款の13国庫支出金でございます。初めに総務費国庫補助金は499万8,000円の減額となります。マイナンバー法による総務省管轄分のシステム設計開発に要する経費に係る、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が国からの内示により517万3,000円の減額、情報システム機構関連事務交付金の195万3,000円の減額は、その下段の個人番号カード事業費補助金195万2,000円及び事務費補助金17万6,000円として、組みかえさせていただくものでございます。

次の民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の2,167万7,000円の減額は、総務費の補助金と同じくマイナンバー法による厚労省管轄分のシステム設計、開発に要する社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内示によるものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 児童福祉費補助金では、子育て世帯臨時特例給付金事業費において、給付費の増額見込みにより6万円を追加し児童福祉費補助金を232万9,000円とするとし、民生費国庫補助金全体では1,716万3,000円とするものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に、消防費国庫補助金は総額で473万6,000円の減額でございます。内訳は、防災費補助金は50万円の増額で社会資本整備総合交付金として、地震発生時の倒壊による道路の閉塞を防ぐため、そのおそれのある建築物の耐震診断に対する補助金について、補助金額の増加によるものとなります。

9ページをごらんください。消防施設費補助金の523万6,000円の減額は、耐震性の防火貯水槽の設置工事に充当する予定でございましたが、今年度は事業が不採択となったことから皆減するものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次の款14都支出金、目03土木費都負担金の885万9,000円の減額につきましては、地籍調査事業の当該補助対象事業に対して、国が2分の1、都が4分の1、町が4分の1の負担割合における事業となっておりますが、今年度は国の予算が減額となったことから、額の確定によるものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目02民生費都補助金では、社会福祉費補助金において、シルバー人材センター活動拠点施設設置等事業補助金により、シルバーワークプラザ横の駐車場に屋外作業場を設置するための工事費の増額に伴い223万2,000円追加するものですが、建築資材及び人件費の高騰に加え、今回の工事により、国道からの出入り口部分の附帯工事が必要となったことから増額するもので、民生費都補助金の総額を1億3,335万3,000円とするものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 農林水産業費都補助金、節01農業費補助金の農作物獣

害防止対策事業補助金 23 万 3,000 円の増額及びその次の目 05 商工費等補助金の森林資源を活用した観光振興事業補助金 240 万円の増額はともに内示によるものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に、消防費都補助金の防災費補助金は 50 万円の増額で、国庫補助金と同様、地震発生時の倒壊による建築物の耐震診断に対する補助金について、補助金額の増額によるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、教育費都補助金でございますが、193 万 2,000 円の増額となります。当初予算に、歳出経費を計上いたしましたでしたが、小学校 2 校に防犯カメラを設置する通学路等防犯進設備整備工事費について、都の補助金内定通知があったことから、公立学校防犯設備整備補助金として、1 校当たり事業費の上限である 95 万円に対し、補助率 3 分の 1 となる 31 万 6,000 円を 2 校分計上するものでございます。

また、次の特別支援教室設置条件整備補助金 130 万円は、東京都が平成 28 年度から、全ての公立小学校に、これまでの通級指導学校にかわって、特別支援教室を順次導入することを決定したことから、平成 30 年度までの間に特別支援教室での指導を開始する小学校に対し、導入の前年となる今年度から、その教材等の、備品購入費に要する経費 30 万円及び教室環境の整備に要する簡易な工事相当経費 70 万円を上限に補助するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 10 ページをごらんください。項 03 都委託金の総務費委託金 3 万 4,000 円の増額は、統計調査費委託金で説明欄記載の統計調査費の実績により増額となるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目 03 農林水産業費委託金 36 万 2,000 円の減額は、都民の森管理運営事業委託金の東京都との契約確定に伴うものです。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、教育費委託金の 49 万 8,000 円の減額は、東京都の言語能力向上拠点校として、古里小学校及び氷川小学校が指定を受ける予定でいましたが、東京都の予算の関係で、古里小学校が指定から漏れてしまったため、1 校分の委託金を減額するものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 15 財産収入では、財産貸付収入の収入 8 万円の減は、古里診療所医療機器の償却に伴う使用料の減額を、次の不動産売却収入 1,012 万 6,000 円の増は町が販売いたしました川井分譲地 8 区画のうち 3 区画の売買が成立いたしましたため、実績により、売払収入を計上するものでございます。なお残りは 2 区画となります。

次の款 17 繰入金特別会計繰入金では、介護保健特別会計繰入金 512 万 5,000 円の増は、特別会計の額の確定に伴い、戻し入れを行うものでございます。

次の基金繰入金では、財政調整基金繰入金 8,300 万円の減、公共施設整備基金繰入金 1 億 1,100 万円の減はいずれも本年度当初予算で取り崩しをした分の戻し入れを行うものでございます。

11 ページをお開きいただきまして、次の観光施設等整備基金繰入金 2,800 万円の増は、財源調整によるものでございます。

次の款 18 繰越金 1 億 6,561 万 4,000 円の増は、前年度繰越金の額が確定したことに伴う増でございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に款 19 諸収入ですが、目 01 森林再生事業受託収入 66 万 8,000 円の減額及びその次の目 03 花粉症発生源対策事業受託収入 1,472 万 5,000 円の減額はともに東京都との契約確定に伴うものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次の款 19 諸収入、目 02 実費徴収金の 163 万 7,000 円の増額につきましては、住宅管理費の共益費の 31 万 8,000 円の増額につきましては、下水道が復旧されたことにより、合併浄化槽の使用が不要となり、共益費は廃止となりましたが、住宅管理を行う上で共有する者が存在するため、1 世帯月 500 円で年間 6,000 円を見込むものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の観光施設維持管理費のはとのす荘借地料 112 万 3,000 円の皆増及びその次のはのす荘保険料 19 万 6,000 円の皆増は、工事が完了し、引き渡したことにより、本体及び白丸ダム横の大型バス駐車場の借地料収入と保険料収入を見込んだことによるものです。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 12 ページをごらんください。次の款 20 町債では、臨時財政対策債 486 万 8,000 円の減は発行可能額の決定通知によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○総務課長（井上 永一君） それでは補正予算書 13 ページからは歳出に入りますが、その前に人件費につきまして、総括的にご説明をさせていただきます。補正予算書の 38 ページ給与費明細書をごらんください。

38 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。議員の期末手当 30 万円の増額は、町議会議員選挙施行に伴い期末手当支給基準となる議員在職期間による期末手当への支給率に基づき勘案したものです。その他の職員数の 1 名の減は本年度実施いたします国勢調査の調査員の原因によるもので、報酬の 7 万円の減額は、国勢調査の調査員報酬の減額によるものでございます。比較最下段の計の欄、職員数は 1 名減、報酬 7 万円減、期末手当 30 万円増、合計で 23 万円の増額となるものでございます。

39 ページをごらんください。一般職でございます。上から 3 行目、比較の欄でございますが職員数は増減なし、給与費の給料は 745 万 2,000 円の減額、職員手当は 315 万 9,000 円の減額、1 つ飛ばしまして、共済費は 10 万円の増額、合計で、1,051 万 1,000 円の減額でございます。給料が減額改定となったことによるもので、職員手当共済費につきましては、一般職の年間所要額を調整したものでございます。

その下段の表は職員手当の内訳となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

13 ページにお戻りください。歳出に入ります。

初めに、款 01 議会費でございます。項 01 議会事務局費は人件費でございます。項 02 議会運営費は 30 万円の増額で、給与費明細書でもご説明いたしましたが、期末手当の支給率を勘案したものでございます。

次に款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費ですが一般管理費は総額で 640 万 6,000 円の減額でございます。内訳ですが、一般管理費の 647 万 5,000 円の減額は人件費でございます。庁舎管理費の 6 万 9,000 円の増額は、使用料及び賃借料として役場庁舎正面玄関に設置しております A E D の使用料でございます。

14 ページをごらんください。災害対策用職員住宅建設事業費は財源組替でございます。次の広報費は 13 万円の増額で、ホームページに音声読上げ機能使用料を計上するもので、町のホームページの内容を視覚障害者の方にも紹介するため、記事内容を音声案内するシステムでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の財産管理費 993 万 1,000 円の増は、需用費で主に旧古里中学校等の光熱水費 278 万 7,000 円の増を、役務費で同施設の電話代 1 万 3,000 円を、委託費で 713 万 1,000 円は町有財産を管理委託費といたしまして、町有地の草刈り等作業を委託費 34 万 3,000 円を、次の町有財産整備委託費といたしまして、このたび購入をいたしました福祉会館前の個人住宅の家財道具類の処分に委託費 34 万 8,000 円を、次の固定資産台帳整備業務委託 648 万円は国からの要請に基づく新しい公会計制度を導入に向けまして、固定資産台帳を整備するための業務委託費でございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の電子計算費は総額で 237 万円の増額でございます。内訳ですが、電子計算管理費の 318 万 4,000 円の減額は、委託料が、91 万 4,000 円の増額で、財務会計システムの稼働時期が当初見込みよりもおくれることにより、現在のシステムが再リースとなることから、保守委託料が増額となるもの。使用料及び賃借料の 409 万 8,000 円の減額は委託料と同様に財務会計システムの稼働時期がおくれることで、現行システム

機器の使用期間が延長され、再リースとなり、定額となることによる減額が主なものでございます。次の電子計算開発費の 555 万 4,000 円の増額は、委託料で、社会保障・税番号システムの国の使用に合わせるための対応改修委託人事給与システムで、厚生年金一元化に対応するための改修委託及び税法等の改正に対応するための改修委託となります。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 15 ページをお開きください。次の基金運用費、財政調整基金費 8,280 万 7,000 円の増は、地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金 1 億 9,659 万円の 2 分の 1 以上を積み立てるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に車両費、車両管理費は 45 万円の増額となります。事業費の消耗品費 15 万 5,000 円の増額は庁用車のタイヤの購入を。使用料及び賃借料の 29 万 5,000 円の増額は有料道路使用料の増額によるものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の諸費、町税過年度還付金 60 万円の増につきましては町税過年度還付金の増を見込むもので、次の総務費、税務総務費 264 万 9,000 円の減につきましては人件費で、次のページの戸籍住民基本台帳費 227 万 6,000 円の減につきましては、人件費と 18 の備品購入費で 30 万円の追加を行うもので、窓口カウンターの増を見込んでおります。次の社会保障・税番号制度、社会保障制度につきましては財源組みかえになります。

○総務課長（井上 永一君） 次に、項 04 選挙費でございます。選挙管理委員会費の 55 万 4,000 円の増額は、人事の異動に伴う人件費でございます。

17 ページをごらんください。項 05 統計調査費でございます。基幹統計費は 3 万円の増額でございます。内訳として農林業センサス調査費の 1,000 円の増額。国勢調査費の 5 万 6,000 円の減額。経済センサス統計調査費の 8 万 5,000 円の増額は、それぞれ説明欄記載の事業実績によるものでございます。

18 ページをごらんください。項 06 監査委員費は人件費でございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 03 民生費でございます。社会福祉総務費及び国民健康保険事業費はそれぞれ人件費について所要額を調整するものです。

19 ページをお開き願います。少子化・定住化対策事業費では、負担金補助及び交付金において、定住を希望する若者世代に対して助成している補助金について、当初予算で 5 件分を見込んでおりましたが、定住の希望が多く見込まれることから新たに、10 件分を追加するものです。老人福祉費では歳入でもご説明いたしました、シルバー人材センター補助事業費において、活動拠点整備工事費工事等の建築資材等が高騰したことにより増額するもので、合わせて排水設備接続工事についても出入り口部分の附帯工事が必要となった

ことから増額し、シルバー人材センター補助事業費全体では 334 万 8,000 円を増額するものです。

介護保険事業費では人件費について所要額を減額し、繰出金では介護保健特別会計への繰出金について、介護給付費繰出金では、介護給付費の見込みにより 41 万 1,000 円を増額し地域支援事業繰出金では介護予防・日常生活支援総合事業では調整のために 1,000 円を減額、包括的支援事業・任意事業においては、平成 26 年度決算確定に伴う追加繰出分として、9 万 1,000 円を増額、事務費繰出金では、介護システム賃借料の増により 1 万 4,000 円を増額し介護保険事業費全体で 29 万 7,000 円増の 1 億 5,424 万 9,000 円とするものです。

次の介護予防ケアマネジメント事業費では備品購入費において国保連合会への介護報酬等の請求に係る電送ソフトの購入及び包括支援センターシステムのサーバーに設置している。無停電電源装置の耐用年数が経過し、機器の更新が必要となったため、合わせて 10 万円を増額し 123 万 7,000 円とするものです。

20 ページをごらんください。低所得高齢者在宅生活支援事業費は在宅で生活する、高齢者のうち住民税非課税世帯の方を対象に介護保険の受給状況に応じて助成金を支給する事業で、平成 21 年度から実施しているものですが、昨年まで、この事業の対象となり、一度申請をいただいた方については、翌年度以降新たな申請を求めておりませんでした。しかし、助成金が振り込まれても、知らずに振り込まれていてよくわからないという声が多く聞かれたことから、制度の周知徹底を図るため、毎年申請していただくこととし、第 1 回定例町議会におきまして平成 26 年度補正予算に計上し、平成 26 年度から勸奨通知も含めて増額したもので、今年度におきましても同様に封筒印刷費を郵券代について、合わせて 2 万 7,000 円を増額し、553 万 2,000 円とするものです。次の老人援護費では、新たに 61 万円を追加するもので、高齢者に対して、親族その他から虐待等があり、町が老人福祉法に基づく、やむを得ない事由による措置として特別養護老人ホーム等への入所措置を行った場合に備えその費用として。扶助費において 60 万円を計上し。おおむね 6 カ月分の費用額を見込むものです。委託料では、国民健康保険団体連合会に対して、入所措置に伴う介護費用の支払いの代行を委託するための費用となります。

児童福祉総務費では母子保健担当職員の人件費に調整により、14 万 8,000 円を減額するもの。児童福祉費では委託料において、児童経営福祉システムの更新に当たり、当初 5 年間分の保守委託料を計上しておりましたが、契約の段階で単年度ごとの支払いとなったため、今年度分の保守委託料として、5 カ月分を残して減額するもので、使用料及び賃借料では、新たに更新したシステムの今年度分の機器使用料を計上し、児童福祉総務福祉費総

額を 119 万 2,000 円とするものです。

21 ページお開き願います。子育て世帯臨時特例給付金事業費では、歳入でもご説明いたしました。今年度実施している給付金について、20 名分 6 万円を増額するものです。次の子ども家庭支援センター事業費では職員人件費において調整し、需用費では建物内外の記録用カメラの修繕等館内施設の修繕費について、50 万 8,000 円を増額。委託料では、次のファミリー・サポート・センター事業費、委託料における相談員委託への組みかえにより 71 万 3,000 円の減額。原材料費では説明欄記載の原材料について 2 万円を増額し、総額で 3,266 万 8,000 円とするものです。ファミリー・サポート・センター事業費では、ただいまご説明いたしました、相談員の委託への組みかえたことで 109 万 9,000 円を増額するもの、次の病後児預かり事業費では、事業従事者の予防接種委託料について、これまで計上していた抗体検査の種類を増やしたことで 3 万 1,000 円を増額するものです。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の国民年金総務費の 1 万 3,000 円減につきましては、人件費の調整によるものです。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。

よって、午前 11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 73 号の歳出の説明、衛生費から行います。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、22 ページ、款 04 衛生費でございます。

保健衛生総務費では、保健福祉センター管理費において、需要費でセンターの管理用修繕費を 20 万円増額し、役務費において使用不能となった電化製品についての処分料として 1 万円を増額。委託料において、当初予算で計上しておりました保健福祉センター外壁打診調査について、当初では予定していなかった場所に状態が悪い箇所が発見されたことから、追加で調査を行うため 96 万円を増額。工事請負費において、外壁の一部に剥落の危険があることから緊急に工事を実施する必要があり、館内のガス配管の老朽化によるガス漏れの危険があることなどから、その改修工事費として、合わせて 397 万 2,000 円を増額。

負担金・補助及び交付金では、館内の携帯電話受信環境を改善し、健診等での来館者の利便性の向上のため、外部アンテナを設置するための負担金として 21 万 6,000 円を増額し、保健福祉センター管理費総額を 3,040 万 1,000 円とするものです。

23 ページをお開き願います。古里歯科診療所事業費では、レントゲン設備の更新に当たり電気配線等の改修を行うため工事請負費で 32 万 6,000 円を増額するもので、保健衛生総務費全体で 568 万 4,000 円を増額するものです。

予防費では、遠隔予防医療相談事業の終了を受けて新たに実施した健康相談事業費において、報償費で、これまで遠隔予防医療相談事業で長年ドクターコールに携わっていただいております前慶應義塾大学特任教授の栗原毅先生に、健康と長寿についての講演をしていただき、住民皆様の健康意識の高揚を図っていくための講師謝礼として 8 万円を追加し、委託料では、当初予定していたドクターコールについて、医師の確保が困難なことから、かわりに管理栄養士による相談件数を増加したことによる支出内容の変更により 12 万 4,000 円を増額し、予防費全体では 20 万 4,000 円を増額するものです。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の環境衛生総務費 73 万円の減につきましては、人件費の調整と、次の清掃総務費 6 万 8,000 円の減についても、人件費の調整です。

次の塵芥処理費 1,328 万 4,000 円の増につきましては、委託料で 4 万 2,000 円の増。15 の工事請負費で 1,324 万 2,000 円の増を見込むもので、クリーンセンターの煙突の取り壊しで、当初、二重構造の煙突の内側のみのダイオキシンの除去を予定しておりましたが、外側の煙突との間も除染が必要となったため増額し、工事の発注を予定するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次は、款 06 農林水産費です。

項 01 農業費の目 01 農業委員会費 57 万 7,000 円を増額は、人件費によるものです。

次に、目 02 農業総務費の農作物有害鳥獣対策事業費 35 万円の増額は、説明欄にございます山葵田防護網設置工事の事業拡大によるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、簡易給水施設管理費の 15 工事請負費の 30 万 3,000 円を増額につきましては、峰配水池の滅菌機器の老朽化により、機器の取りかえ工事として増額するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、項 03 農業振興費です。次の 25 ページをお願いします。農業振興総務費 9 万円の増額は、修繕費が不足してきたことによるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、款 06 農林水産業費、項 02 林業費、目 01 林業総務費の 135 万 5,000 円の減額につきましては、林業総務費の 99 万 3,000 円の減額は、給料

及び職員手当の説明欄のそれぞれを調整するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の都民の森管理運営事業特別会計繰出事業費 36 万 2,000 円の減額は、東京都との契約確定によるものです。

次に、項 03 森林費です。多摩の森林再生事業費 66 万 9,000 円の減額は、歳入でご説明いたしました東京都との契約確定によるもので、契約内容に応じ、次の 26 ページにかけて修正したことによるものです。

次に、花粉症発生源対策事業費 1,472 万 6,000 円の減額につきましても、多摩の森林再生事業同様に東京都との契約確定によるもので、契約額に応じ修正したことによるものです。

次の、木質バイオマス推進事業費 38 万 6,000 円の増額は、節 07 賃金では、所有者と搬出事業者となるボランティア団体等との間を取り持つためのコーディネート役の賃金 38 万 4,000 円を新たに見込み、節 03 委託料では、集積所管理業務委託費 42 万円を減額し、節 23 償還金・利子及び割引料 42 万 2,000 円の増額は、本事業は申請により交付され必要に応じて翌年度に生産するため、26 年度の都補助金の返還を、それぞれ見込んだことによるものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 04 林道治山費の林道維持管理費の 100 万円の増額は、林道 29 路線の安全確保のため、路面整備及び構造物等の維持補修工事として増額するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、27 ページをお願いいたします。

次に、項 03 水産業費の水産総務費 14 万 4,000 円の増額は、節 02 及び節 03 は人件費によるもので、節 08 報償費 3 万円の増額は、内水面漁業振興協議会に専門部会を設置したため増額を見込むものです。

次は、款 07 商工費です。目 01 商工総務費の地域消費喚起型特別事業費 40 万円の改増は、プレミアム付商品券発行事業に関する負担金の増額を見込むものです。

次に、項 02 観光費の目 01 観光総務費 21 万 9,000 円の減額は、観光総務費では人件費によるもの 51 万 9,000 円の減額と、次の 28 ページをお願いいたします。日照確保対策事業費では、助成額を 1 本 1,500 円から 2,500 円に引き上げ、さらに、尾根筋や人家に密接している場合などの困難地割り増しを 1 本 500 円追加するなどの制度の改正を行いましたことから 30 万円の増額を見込み、目全体で減額を見込むものです。

次に、目 02 観光施設費の観光施設維持管理費 300 万円の増額は、既に複数の修繕を行ったこと及び大沢国際釣場の屋根の修繕を見込むものです。

次の観光施設整備事業費 240 万円の増額は、歳入でご説明いたしました都の内示によるもので、森林資源を活用した観光振興整備業務委託により本仁田山山頂の眺望確保などの景観伐採を見込むものです。

次のはとのす荘建設事業費は、財源組みかえによるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、28 ページから 29 ページにかけてお願いいたします。款 08 土木費、項 01 土木総務費、目 01 土木総務費の 508 万 8,000 円の増額につきましては、給料及び職員手当で 86 万 4,000 円の増額は、説明欄のそれぞれの手当等の調整によるものでございます。

次に、地籍調査事業費の 422 万 4,000 円の増額につきましては、労務単価の上昇により棚沢東地区の地籍調査委託料が増額となるものでございます。

次に、款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費の 2,603 万円の増額につきましては、12 役務費では西多摩建設事務所奥多摩出張所より無償譲渡を受ける道路作業車両の名義変更による手数料が 3 万円増額となったものです。次の 13 委託料の 100 万円の増額は、大沢・小菅線の道路部分に支障を来す立木及び枝等の伐採委託料を増額するものでございます。次の 15 工事請負費の 2,500 万の増額につきましては、各自治会及び P T A の要望等が毎年あり、緊急性の高い地区より順次計画的に町道の安全確保を図るため、法面及び道路構造物との維持・補修工事を行うもので、主に日原地区、大沢地区、海沢地区、中山地区、小河内地区の 5 路線を整備として増額するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費、13 委託料につきましては、説明欄にございます委託案件の資材価格調査及び 3 路線の委託料の額の調整により、内容変更のみで増減額はございません。

次に、30 ページをお願いいたします。次に、款 08 土木費、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費の 650 万 8,000 円の増額につきましては、給料及び職員手当で説明欄記載のそれぞれの調整をするものでございます。次に、11 需用費は、公営町営住宅の退去後のハウスクリーニング及び一般修繕として増額するものでございます。

次に、目、住宅建設費、住宅建設事業費の 1,434 万 7,000 円の増額につきましては、17 公有財産購入費で定住促進等を初め町の土地利用を方針に有効活用できることから、定住基金より先行取得したもので、買い戻しを行うものでございます。説明欄の氷川（小留浦）地内の住宅用地買収費ですが、土地の取得先は隣接敷地内で 2 件ございます。1 件目は奥多摩モータース手前で、国道入り口から奥の敷地で、競売物件であったことから裁判所の入札手続を経て取得したものでございます。敷地面積は、宅地としまして 586.93 平米で、

取得価格は450万円でございます。2件目は、ただいまご説明いたしました場所の隣接地で、連担性があることから、埼玉県所沢市在住のタウチナキ様より提供いただき、先行取得したものでございます。敷地面積は、宅地99.17平米、取得価格は141万1,000円で、この2件の合計で取得面積は686.1平米、合計額が591万1,000円となります。次に、棚沢（中曽根）地内の住宅用地買収費ですが、坂下地内の土地・建物で棚沢在住のヒラハラツヤ様から提供していただきました。先行取得したものでございます。敷地面積は、土地・畑・宅地623.45平米、建物木造2階は、2物件で総面積134.7平米、車庫29.35平米で、取得価格は397万3,000円でございます。次に、小丹波（南ノ原）地内の住宅用地買収費ですが、場所は奥多摩文化会館駐車場川側の土地で、小丹波在住のヒラハラゲンジ様より町の定住用地対策として土地の提供があり、先行取得したものでございます。敷地面積は、土地・畑528.58平米で、取得価格は446万3,000円でございます。先行取得した建物の賃貸については、土地については、定住の促進に向けたゾーン別土地利用の方針を踏まえ、有効活用を図ってまいります。

次に、款08土木費、目01公共下水道費、下水道事業特別会計繰出事業は、財源組みかえを行うものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に、款09消防費です。項01消防費でございます。非常備消防費は463万9,000円の減額となります。内訳でございますが、31ページをごらんください。非常備消防総務費34万9,000円の増額は、人事異動による人件費でございます。消防団費は499万8,000円の減額でございます。備品購入費で、本年度で整備を予定しておりました消防・救急無線受令機について、昨年度、消防団関係車両に同様のものを整備し、アナログからデジタルへ移行し、今年度は各詰所へ整備する予定でしたが、各分団とも調整し、車載器で傍受できれば十分との判断から、購入を取りやめることといたしました。小型動力ポンプサーモバルブは、火災現場での中継で送水をしている際、空運転や冷却水不足などによるオーバーヒートを防ぐために購入するものでございます。なお、現在、新たに購入しているポンプには、標準装備をされております。負担金・補助及び交付金の30万円の追加は、消防団が日ごろからの活動が評価され、発足以来初めて消防庁長官旗を受賞したこと、あわせて消防団発足60年を迎えることから、式典を行うに当たり負担金を計上させていただきました。

次の消防施設費は、1,945万円の減額でございます。内訳でございますが、消防施設維持管理費の55万円の増額は、消防団詰所のシャッターの修繕費の増額によるものでございます。次の国庫補助消防施設整備事業費の2,000万円の減額は、歳入でもご説明いたしま

したが、国庫補助事業で耐震性貯水槽の設置を予定しておりましたが、今年度は不採択となったことにより減額させていただき、事業計画の策定を含め来年度整備をするものでございます。

次の防災費は、175万円の増額でございます。32ページをごらんください。負担金・補助及び交付金で、緊急輸送道路沿道の倒壊のおそれのある建築物の耐震診断について補助対象金額が増加したことにより100万円を増額し、ガスコンロ等購入費補助金として高齢者世帯への安全装置付コンロ購入費の補助として要項を定め、1世帯1万5,000円を限度とし、購入費を補助するため計上させていただいたものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、款の10教育費でございます。

まず、項の01教育総務費の事務局費でございますが、45万1,000円の減額は人件費の調整によるものでございます。

次に、教育指導費でございますが、43万9,000円の減額となります。内訳でございますが、教育指導費の報償費では、歳入でご説明しましたが、古里小学校が東京都の言語能力向上推進事業の指定校から漏れたことから、町単費による校内研究の講師謝礼分として6万円を増額し、逆に負担金補助及び交付金の49万9,000円の減額は、言語能力向上推進事業補助金の1校分を減額するものでございます。

次に項の02小学校費でございます。33ページをごらんください。学校管理費の小学校管理費は、総額で189万5,000円の減額となります。内訳でございますが、工事請負費の通学路防犯設備整備工事は、小学校建設事業費に組みかえるための改減で、次の負担金補助及び交付金の多摩地区特別支援教育研究会分担金5,000円は、今年4月、古里小学校に特別支援教育固定学級に該当する児童の転入生があり、1校分を計上するものです。

次の教育振興費は、60万円の増額となります。内訳でございますが、小学校教育振興費は、今年度から小学校2校に導入する学習支援システムについて、全て使用料で組んでいた予算をシステムの初期設定分について委託料に組みかえるものでございます。

次の古里小学校教育振興事業費及び次の氷川小学校教育振興事業費の、それぞれ30万円の増額は、ともに備品購入費で、歳入でもご説明しましたが、特別支援教室整備に伴う児童の障害特性に応じた学習教材等を購入するための経費に計上するものでございます。

次の学校建設費の小学校建設事業費270万円の増額は、工事請負費で、古里小学校特別支援教室整備工事として教室と職員室を分けるパーティションの設置を行うもので、次の通学路等防犯設備整備工事は、小学校管理費から予算組みかえを行うものでございます。

34ページをごらんください。次に、項の03中学校費でございます。

学校管理費の中学校管理は、36万4,000円の増額となります。内訳ですが、役務費で非常通報装置について、奥多摩中学校への名称変更を行うための手数料と、旧古里中学校及び氷川中学校の、主に薬品等の処分料を計上するものでございます。

次の教育振興費の中学校教育振興費は、今年度、奥多摩中学校でタブレット端末を生徒一人に1台ずつ貸与するために計上した備品購入費について、その契約形態に合わせアプリケーションソフトを購入する費用を消耗品費に、電話等回線使用料を役務費に、タブレット端末の初期設定費用を委託料に、それぞれ予算組みかえを行うものでございます。

次に、項の04給食費の給食管理費22万2,000円の増額につきましては、人件費の調整及び、次の35ページの修繕費で排水管漏水修理費を計上するものでございます。

次に、項の05社会教育費でございます。社会教育総務費は304万1,000円の増額となります。内訳でございますが、社会教育総務費の99万1,000円の増額は、人件費の減額と文化会館等の施設管理及び各種事務処理をお願いするための臨時職員賃金を計上するもので、負担金補助及び交付金では、社会教育委員の会議議長が全国社会教育委員連合会から表彰を受けることになったため、大分県で開催される全国社会教育研究大会に参加するための負担金を計上するものでございます。次の教育文化振興事業費の派遣事業費の195万円の増額は、負担金補助及び交付金で中学生等海外派遣事業の派遣人員が生徒20名、引率者3名となったことから、6名分を増額計上するものでございます。次の文化会館管理費の10万円の増額は、文化会館の複写機使用料の増額を見込むものでございます。

次の文化財保護費の文化財保護事業費4万2,000円の増額は、平成29年度に東京都が全国カモシカ保護行政担当者等会議の開催県となり、奥多摩町が会場で実施されることから、今年度、宮城県で開催される同会議に参加するための旅費及び負担金を計上するものでございます。

次の水と緑のふれあい館事業費の230万5,000円の増額につきましては、通勤手当の増額と負担金補助及び交付金で、東京都水道局が昨年度行われた包括外部監査の指摘を受け、ふれあい館の設備及び施設の更新に係る長期計画を策定する必要が生じたことから、東京都が発注する調査委託料に対する奥多摩町の負担金分を計上するものでございます。

次に、図書館費の5万4,000円の増額は、複写機使用料の増額を見込むものでございます。

次の森林館事業費の2万円の増額は、巨樹・巨木林調査データベース管理報告書の印刷製本費で、当初予算の計上漏れでございます。

次に、項の6保健体育費でございます。37ページをごらんください。体育施設費の社会

体育施設維持管理費の 137 万 2,000 円の増額につきましては、需用費の修繕費で、奥多摩スポーツコミュニティー会館の空調機の修繕費を、また工事請負費では、南氷川スポーツ広場にトイレ及び水道を設置する経費を計上するもので、設置後の水道料等の維持管理費は自治会にお願いするものでございます。

教育費につきましては、以上でございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 12 公債費では、長期債元金償還費 57 万 1,000 円の増、次の長期債利子償還費 159 万円の減は、いずれも臨時財政対策債及び減税補填債の借り入れ後 10 年経過に伴う利率の見直しにより額が確定したことに伴うもので、今回の利率の改定により、今後 10 年間で利子合計 743 万 5,281 円が減額となるものでございます。

次の款 14 予備費の 2 万円の減は、予算調整によるものでございます。

次に、40 ページをお開きください。継続費に関する調書でございます。本調書につきましては、平成 27 年奥多摩町議会第 1 回定例会におきまして、平成 26 年度一般会計補正予算第 5 号としてご決定をいただいているところでございますが、総額及び年割額ともに変更はございません。平成 27 年度の財源内訳の欄をごらんいただき、今回、財源調整のための財源組みかえといたしまして、観光施設等整備基金から 3,500 万円の取り崩しを行い、その他財源を 1 億 2,000 万円とし、一方、一般財源を、その分減額いたしまして 4,577 万 8,000 円としたものでございます。

最後に、41 ページをお開きください。町債の現在高の見込みに関する調書でございます。最下段の合計欄をごらんください。表の左から前々年度末現在高は 26 億 3,080 万 5,000 円。その右、前年度末現在高は 25 億 4,898 万円。当該年度中増減見込額のうち、起債見込額は 1 億 6,013 万 2,000 円。その右、元金償還見込額は 2 億 2,730 万 8,000 円。右端の当該年度末現在高見込額は 24 億 8,180 万 4,000 円となっております。ただし、この中で下から 5 行目の 2、その他起債の右端をごらんください。当該年度末現在高見込額が 21 億 7,763 万 9,000 円。これは、住民税等の減税補填債、その他臨財債等の 3 件の合計でございますが、これが起債全体の 87.7%を占めてございます。これは、臨時財政対策債を始め、この 3 種類の記載につきましては、元利償還費は後年度に地方交付税で 100% 参入をされるということでございますので、これを除きますと、1 行目の普通債の右端の合計欄でございます 3 億 416 万 5,000 円が実質的な起債残高となっております。

以上で、議案第 73 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議案第 73 号の説明は終わりました。

次に、議案第 74 号及び議案第 75 号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは、議案第 74 号 平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。初めに歳入でございますが、一般会計繰入金 36 万 2,000 円の減額につきましては都委託金の契約確定によるもので、次の前年度繰越金につきましては平成 26 年度決算の確定に伴い繰越金 198 万円を増額するものです。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出となります。一般管理費の 35 万 6,000 円を増額につきましては、職員給与等となりますので、後ほど給与明細書でご説明いたします。次の事業費の 126 万 2,000 円を増額につきましては、需用費では消耗品費 45 万 2,000 円と修繕費 69 万 9,000 円を増額を実績及び今後の予定により見込み、委託料 8 万円の増額は体験の森上部にございます活動の広場のトイレのくみ取り委託を見込み、負担金・補助及び交付金 3 万 1,000 円を増額は、ホイールローダーを職員が運転できるよう、運転特別教育講習料 2 名分を、それぞれ見込んだことによるものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。給与明細でございます。上段の総括表の一番下、比較欄の給与欄の左から 2 つ目、給与は 8 万円の減額を、職員手当 43 万 6,000 円を増額は、下段、職員手当の内訳にございます各種手当のうち、扶養手当 16 万 2,000 円及び地域手当 1 万 9,000 円並びに期末勤勉手当 12 万円につきましては減額を見込み、超過勤務手当 70 万円の増額は、イベント時の夜間プログラム対応のため増額を見込むものです。

以上で、議案第 74 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 75 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。歳入でございますが、前年度繰越金につきましては、平成 26 年度決算の確定に伴い繰越金 339 万 8,000 円を増額するものです。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出でございます。利用管理費 272 万円の増額につきましては、需用費では光熱水費 100 万円と修繕費 95 万円の増額を前年度実績により見込み、委託料 34 万 3,000 円を増額は発電設備の特別点検を行うことを見込み、使用料及び賃借料 12 万 7,000 円を増額はクラフトセンター別館の借地料の増額及びクラフトセンター、ビジターセンター、キャンプ場の電話機が老朽化したことから、新たにリース料 12 万 6,000 円を増額を見込み、備品購入費 30 万円の増額は、老朽化したキャンプ場警備員の電気ヒーターなど各施設設備の購入を、それぞれ見込んだことによるものでございます。次の予備費 67 万 8,000 円を増額につきましては、予算調整でございます。

以上で、議案第 75 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議案第 74 号及び議案第 75 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開とします。

午前 12 時 09 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 76 号から議案第 78 号までについての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 初めに、議案第 76 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 02 国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金 1,000 円の減及び特定健康診査等負担金 5 万 8,000 円の増は、それぞれ、平成 26 年度の会計の確定により見込み額の減と過年度分についての国負担分の追加交付を見込んだものです。款 03 療養給付費交付金 1,000 円の減額につきましては、退職被保険者療養給付費交付金の確定により、過年度分の追加交付がなかったことから減額するものです。款 04 前期高齢者交付金 1,093 万 9,000 円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの通知によるもので、前年の医療費実績に基づく今年度分の交付金の見直しによる減額です。款 05 都支出金、特定健康診査等負担金 5 万 8,000 円の増額は、国庫支出金と同様に過年度分について追加交付額を見込んだもので、次の款 09 繰越金の、その他繰越金は、平成 26 年度の会計の確定により 1,118 万円を増額し、2,118 万円とするものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。款 01 総務費の一般管理費では、国保の資格管理、給付等の事務に使用している国保ラインシステムについて、国民健康保険法の改正に伴うシステム改修委託の費用として 37 万 8,000 円を増額するものです。款 02 保険給付費の一般被保険者療養給付費については、歳入でご説明した前期高齢者交付金の減額に伴い充当財源を組みかえたもので、予算の増減はございません。次の項 02 高額療養費でも同様に、退職被保険者療養給付費交付金の過年度分として見込んでいたものを減額するための充当財源の組みかえで、予算の増減はございません。次の款 03 後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金 22 万 2,000 円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき減額するものです。

7 ページをお開き願います。目 02 後期高齢者関係事務費拠出金、次の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、いずれも各保険者から納付される拠出金等に係る事務費について、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき額が確定したことにより減額するものです。次の款 05 老人保健拠出金につきましては、拠出の見込みがないことから改減するものです。款 06 介護納付金 960 万円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に伴い、介護給付費、地域支援事業支援納付金について減額するもので。

8 ページをごらんください。次の款 08 保健事業費、特定健康診査等事業費は、財源組みかえで、国及び都の過年度交付金の追加交付により 11 万 6,000 円について一般財源から特定財源に組みかえたものです。款 11 諸支出金の償還金は、平成 26 年度の会計の確定に伴い国都支出金及び療養給付費交付金の超過交付分を返還する必要があることから必要な額を増額するもので、次の款 12 予備費につきましては、予算調整でございます。

以上で、議案第 76 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 77 号 平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 03 繰越金は、平成 26 年度の会計の確定に伴い 149 万 8,000 円を増額し、149 万 9,000 円とするものです。款 04 諸収入では、受託事業として行っている葬祭費支給事業について、平成 26 年度の町の負担金が過払いであったことから 125 万円の還付を受けるもので、雑入の総額を 125 万 1,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。款 02 広域連合納付金、項 01 広域連合分賦金 27 万 9,000 円を増額は、平成 26 年度において保険料の軽減措置を行ったことによる負担金について増額するもので、次の款 05 諸支出金、目 03 広域連合返還金 125 万円の増額は、歳入でご説明いたしました後期高齢者医療被保険者葬祭費支給事業に係る受託金について、額の確定により広域連合に変換するため増額するもので、歳入・歳出同額の補正度となっておりますが、広域連合の事務執行上、一旦保険者への還付を経て返還することから計上するものです。款 06 予備費は、財源調整のため 121 万 9,000 円を追加し、127 万 8,000 円とするものです。

以上で、議案第 77 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 78 号 平成 27 年度奥多摩町介護保険会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料は、滞納繰越分保険料に

ついて、滞納繰越額の確定により 151 万 4,000 円を増額するものです。次の款 03 国庫支出金のうち、介護給付費負担金については、介護給付費の見込みにおいて、給付費総額のうち施設給付費の割合が増えることにより国の負担割合に基づき 16 万円を増額し、過年度分においては当初見込んでいた窓開け分について減額し、合わせて 15 万 9,000 円を増額するもので、次の項 02 国庫補助金では、財政調整交付金において、交付額の見込みにより 23 万 1,000 円を増額し、過年度分については額の確定により窓開けで計上していた額について減額するもの。地域支援事業交付金では、同じく過年度分の額の確定により、介護予防・日常生活支援総合事業では窓開け分の減額。包括的支援事業・任意事業においては、追加交付分として 18 万 3,000 円を増額し、国庫補助金全体では 41 万 2,000 円を増額するものです。款 04 支払基金交付金では、現年度分において給付費の見込み増により 92 万 4,000 円を増額。過年度分では平成 26 年度分の追加交付として 102 万 2,000 円を増額し、地域支援事業支援交付金は、過年度分の窓開け分の減額により、支払基金交付金全体では 194 万 5,000 円を増額するものです。

6 ページをごらんください。款 05 都支出金のうち、介護給付費負担金は、国庫負担金と同様の理由ですが、施設給付費に係る負担割合が国の負担割合より多いことから 91 万 3,000 円を増額し、過年度分の窓開け分の減額と合わせて 91 万 2,000 円を増額するものです。項 02 都補助金では、地域支援事業交付金について、過年度分の額の確定により、介護予防・日常生活支援総合事業では窓開けとして計上していた 1,000 円について減額し、包括的支援事業・任意事業においては過年度分の追加交付として 9 万 1,000 円を増額するもので、都補助金では 9 万円を増額するものです。款 07 繰入金のうち項 01 一般会計繰入金では、介護給付費繰入金の現年度分については、国・都と同様に町負担分について見込みにより増額。介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金の過年度分については、それぞれ窓開け分を減額するもので、その他一般会計繰入金では、介護システム機器使用料の不足分について 1 万 4,000 円を増額し、繰入金合計で 51 万 5,000 円を増額するものです。

7 ページをお開き願います。項 02 基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金 36 万円の増は、居宅施設介護サービス給付費の見込みに基づき、保険料の不足分について介護給付費準備基金から取り崩して財源に充てるため増額するものです。款 10 繰越金は、平成 26 年度の会計の確定により 1,910 万 1,000 円を追加し、1,910 万 5,000 円とするものです。

8 ページをごらんください。歳出でございます。款 01 総務費、一般管理費では、使用料及び賃借料において介護システム機器賃借料の不足分について 1 万 4,000 円を増額し、次の款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費では、実績に基づき居宅介護サービス給付

費及び地域密着型介護サービス給付費については 600 万円を減額し、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費については、サービス利用者の増に伴い 1,100 万円を増額するもので、合わせて 500 万円を増額するものです。次の項 02 介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費について、実績に基づき 300 万円を減額するものです。

9 ページをお開き願います。次の項 04 高額介護サービス等費においても、実績に基づき 130 万円を増額し、2,670 万円とするものです。項 05 町特別給付費では、配食サービスの利用者の実績見込みにより 30 万円を減額するものです。款 04 基金積立金 534 万 5,000 円の増は、前年度繰越金のうち平成 26 年度に法定負担分として超過交付され、償還金として返還する額を除く繰越金、滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額及び歳入で説明した地域支援事業における、国、東京都及び社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分について、今後の事業運営のため介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置です。

10 ページをごらんください。款 06 諸支出金の償還金 1,153 万 2,000 円の増は、平成 26 年度の会計の確定に伴い超過交付となっている国、都負担金及び支払基金交付金について、返還するため増額するものです。項 02 繰出金一般会計繰出金は、同じく会計の確定に伴い一般会計に返還するため増額するものです。款 07 予備費は、財源調整により 8,000 円を減額し、101 万 5,000 円とするものです。

これで、議案第 78 号の説明を終了いたします。

以上で、議案第 76 号、議案第 77 号及び議案第 78 号についての説明を終了いたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議案第 76 号から議案第 78 号までの説明は終わりました。

次に、議案第 79 号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 79 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入になります。款 05 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金の総額の変更はございませんが、歳出の変更に伴い、説明欄のとおり各事業への振り分けを調整するものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出になります。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費 10 万 6,000 円の減額は、給料及び職員手当等による地域手当一般期末勤勉手当の、それぞれの調整によるものでございます。次に、目 02 維持管理費 46 万 6,000 円の減額につきましては、(01) 小河内処理区の 9 万 3,000 円の減額は、需用費で 130 万円

の増額とし、国道において西多摩建設事務所の舗装打ちかえ工事に伴い、マンホールふたの高さ調整が必要となったためでございます。次に、委託料の139万3,000円の減額につきましては、契約額の確定によるものでございます。次に、(02)奥多摩処理区の37万3,000円の減額につきましては、委託料で37万8,000円の減額は、契約額の確定によるものでございます。負担金5,000円の増額は、無線電波利用料単価の変更によるものでございます。

次に6ページから7ページをお願いいたします。款02事業費、項01下水道事業費、目02下水道事業費125万8,000円の減額の内訳につきましては、7ページの小河内処理区で、34万円の増額は給料及び職員手当の、それぞれの調整によるものでございます。次に、奥多摩処理区159万8,000円の減額につきましては、給料及び職員手当の、それぞれの調整で9万3,000円の減額とし、工事請負費の732万4,000円の減額については、下水道管渠建設工事の執行見込額によるもので、19負担金の581万9,000円の増額については、西多摩建設事務所の国道・都道の掘削復旧費、監督事務費の精算を見込むものでございます。

次に、7ページから8ページにかけてをお願いいたします。款02事業費、項02浄化槽市町村整備推進事業費、目02浄化槽市町村整備推進事業費245万8,000円の増額につきましては、給料及び職員手当等のそれぞれの調整により38万3,000円を増額するもので、12の役務費の207万5,000円の増額は、合併処理浄化槽の清掃料が増額となったものでございます。次に款03公債費、目02利子、長期債利子の62万8,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。補正予算前後の比較で給与費欄の給料27万5,000円の減額で、職員手当は79万9,000円の増額となり、合計52万4,000円の増額となるものでございます。職員手当の内訳につきましては、下表の補正予算前後比較欄をごらんください。扶養手当で7万2,000円の増額、地域手当で1万8,000円の減額、超過勤務手当で70万円の増額。下段の比較欄に移りまして、期末勤勉手当9万円の減額、児童手当13万5,000円増額で、職員手当の合計が79万9,000円の増額となるものでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議案第79号の説明は終わりました。

次に、議案第80号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは、議案第80号 平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、表紙のページ第2条収益的収支について、収入の補正はな

く、支出の項目ごとの増減がここに記載のとおりでございます。また、資本的収支の補正はございません。

それでは、1ページをお開き願います。収益的支出の実施計画でございます。支出でございますが、項1医業費用は40万円減額し4億8,563万3,000円とするものです。内訳につきましては、材料費のうちの薬品費を55万円減額。これは支出見込みの減により減額するものでございます。次に、経費は15万円増額するものですが、これは、今般、奥多摩病院が医療専門医制度の家庭医療専門医の認定を受けるための手続をするに当たり、必要な費用15万円を雑費として計上したものでございます。この家庭医療専門医の認定を受けることで、東京都福祉保健局が実施しております奨学金制度を受けている都内の大学、順天堂大学、杏林大学、東京慈恵医科大学になりますが、その大学の医学部学生が、卒業後、家庭医療専門医の資格取得を希望した際に、その受け皿となることができるとともに、現在、自治医科大学義務年限医及び東京都地域医療支援ドクターの派遣制度に加え、新たな医師人材確保の手段にもなるものでございます。これにより受け入れた医師につきましては、家庭医療専門医のプログラムに基づき奥多摩病院の医師として1年から2年間勤務していただけることになるものでございます。

次に、項の2医業外費用は40万円増額するものですが、内訳としまして、消費税を実績に基づき増額するものでございます。

次の2ページから5ページの貸借対照表の説明については、省略させていただきます。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

○議長(前田 悦男君) 以上で、議案第80号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。議案第73号については、歳入歳出、それぞれを一括して質疑を行い、議案第74号から議案第80号までについては、歳入歳出を含めて一括して行います。

初めに、議案第73号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番師岡議員。

○7番(師岡 伸公君) はい、7番師岡です。

10ページ、教育費委託金で、言語能力の推進事業で、古里小が今回外れたので一番大きな理由というのは何か、ちょっとお聞かせいただけたらありがたいです。

○議長(前田 悦男君) 教育課長。

○教育課長(守屋 吉彦君) 7番師岡伸公議員のご質問にお答えいたします。

一番大きな理由といたしますか、古里小につきましては、3年間の言語能力推進校として

実施をしまいにしまして、平成 25 年度から、今度は拠点校ということで、昨年まで 2 年間指定を受けてきました。また、今年が拠点校として 3 年目の申請をしたわけですが、東京都の予算の関係上、漏れたというところで、氷川小につきましましては、推進校として 3 年、拠点校として昨年が 1 年目というところで、何とか残していただいたというところでございます。

○議長（前田 悦男君） ほかに。

6 番村木議員。

○6 番（村木 征一君） 1 点教えていただきたいと思いますが、8 ページの地方交付税、これは交付決定によって増ということでございますけれども、大分大きな 1 億 9,300 万円が増になってるんですけども、何かこれ、特段の理由か何かあるのかなと思っております。あったら教えていただきたい。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 6 番村木征一議員のご質問にお答えをいたします。

この地方交付税でございますけれども、今回の増につきましては、基準財政需要額のほうで 1 億 2,000 万円ほど大幅に伸びてございます。これは、新規の算定項目として、人口減少等特別事業費というのが新たに設けられまして、これは全国の自治体の人口の増あるいは減の比率を鑑みて、これから始まる地方創生に向けて地方に傾斜配分をしていこうという趣旨で設定された部分で、この部分でプラスの 1 億 5,000 万伸びてございます。それが最大の原因となっておりますけれども、基準財政収入額のほうでも、町税は年々漸減減少でございますけれども、今年については 2,000 万円ほど減になるという見込みでございますが、地方消費税交付金が、ご案内のとおり、地方消費税そのものが 5% から 8% になったということで、この中に地方消費税が以前は 1% であったものが 8% に上がったことによりまして、1.7% が地方の消費税ということで、その分の地方消費税交付金が伸びたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありますか。

4 番原島議員。

○4 番（原島 幸次君） 4 番原島でございます。

1 点だけお聞きしたいんですが、9 ページの款の 14 都支出金の項の 02、目の 02 の民生費の関係で、補正額 223 万 2,000 円で都からの支出金なんですが、シルバー人材センターの活動拠点施設設置等の事業補助金、何か新しいものをつくるのか、あるいは今までのが

悪くなったから、それを直すのか、ちょっと教えていただければありがたいなと思います。
お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 4番原島議員のご質問にお答え申し上げます。

これ、シルバー人材センター、今現在ございますが、その横に駐車場が今ありますが、そちらに屋根をかけて屋外作業所を建設するための、当初予算で計上していたものでございます。それが、材料費等の高騰によりまして不足する見込みが生じたことから増額するものです。その中に、屋根をかけまして、駐車場も含めて、そこで、例えば獅子舞のわらじづくりですとか、屋外作業ができるような施設をつくるというもので、東京都のシルバー人材センターの活動拠点の整備事業として、3年間に限り補助金、補助率3分の2という額で補助が受けられるということで、今回、今年度で計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案73号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第73号の歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

3番高橋議員。

○3番（高橋 邦男君） 3番高橋です。

13ページをお願いします。款02の総務費、その中の庁舎管理費、AEDについて、ちょっとお聞きしたいことがあります。この使用料自体についてじゃないんですけど、先日、防災訓練があったときにAEDの講習会もやったんですけど、住民の人が、いろいろ来たときに、こういう意見を言ったんで、議会の場で、ちょっとお聞きしたいと思います。

1つは、かつて階段等で設置場所については周知したと思うんですが、なかなか周知徹底してない部分が、どこにあるのかなと思ってる方が結構多いんでね。何らかの形で周知徹底をお願いしたいなど。その辺、どう考えているか。

それからもう一点は、設置場所の数ですね、やはり非常に少ない。例えば柵沢でいうと駐在所、はとのす荘ですかね。それと、これは個人のものですけれども、お寺に1基あるというお話を聞いたんですが、やはりいざというときに、やっぱりすぐとりに行けるのが理想だと思うんですけど、今後、設置場所を増やす計画があるのかどうか。高額なもので

すから、なかなか難しいというのはわかっているんですけど、その辺、町のほう、計画があるか、予定があるか、お聞きしたいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（前田 悦男君）総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 3番高橋議員のご質問にお答えいたします。

AEDについてですけれども、以前、設置をしている段階では、設置場所、ここに設置しましたということで広報はしておったんですけども、その後、公共施設あるいは駐在所も各駐在所にあるというようなことで、今増えておりますけれども、このところ周知というのは怠っておりましたので、今後、何らかの形で早急に設置場所等について広報をしてまいりたいと思っております。

あと、今後の設置の状況といいますか、そういうものですが、各、また自治会等自主防災組織ができたということもございまして、自治会館等を含めて、そこら辺の設置をする必要、また、その場所によっても設置が必要な場所等もございまして、自治委員会会議ですとか、そういう部分も含めた形で意見交換をさせていただいて設置等に備えていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありますか。

7番師岡議員。

○7番（師岡 伸公君） 7番師岡です。3点お願いいたします。

最初に、19ページ、若者定住応援補助金増のところが1点。それから2つ目が23ページ、健康相談事業費の報償費、講演会の講師謝礼という、そこが1点。それから最後3つ目ですが、27ページ、商工費の中の消費喚起プレミアム商品券、この件、3点ちょっとお聞きします。

初めに若者定住応援ということで、2,200万、10件分に追加したというお話でした。いろんな意味で建築前から反響の多い事業でありますけれども、建物のことであれば、ちょっと主幹の方にご質問になってしまうかもしれませんが、恐れ入りますが、今の若い人って、割と我々のころと違って寝られればいいという感覚の若い人って意外と少なく、それなりに建物に対する要望ですとか、いろんなことが多いんですね。何件か私も、やっぱり保育園に携わっている関係で、いろんな若い人から意見・注文・要望みたいなものが降ってかかってくるんですけども、小丹波といえども、やっぱり昼間は暖かいですけど冬の夜は寒いと。やはり、私なんかもそうですけど、建物、結露ですとか、長く太陽が当たらない日は、そういう意味で建物の管理という面では、いろんな不都合が生じることも、

やっぱり小丹波といえどもあるわけです。その若い人が言うには、例えば、じゃあ、新しくつくるんだから、二重サッシになるのかなとか、いろんな期待感もあるんですね。もう既に限られた予算の中でやってますので、いろいろ難しい点もあろうかと思いますが、そのあたりが今後の建物の進捗状況の中で、補正ですとか考える余地があるのか。この辺をお聞きしたいと思います。これが1つ目です。

それから2つ目、23ページの講演会、栗原先生をお招きしてということなんですけども、いろんな高齢者に対する予算を見ると、その流れというのとはとめられないと思うんですね、今後。ただ、とめられないにしても、少しずつやっぱりそういう予算に対して削減をしているという意味で、やっぱり予防医学的なことを、やっぱり私たちの町村はやっていかなかちゃ、これからいけないというのは明らかだと思うんです。そういう意味で、こういう啓発、栗原先生が遠隔予防医療でやっていた事業というものを無駄にしないためにも、こういう事業は、さらに私は発展させていってほしいと思いますし、せっかく栗原先生を招いてやるならば、これを受けた方々だけじゃなく、それ以外にも広めていく。いつでしたっけ、これをやるの。11月ですね、それまでに、いろんな形でやっぱり、そういう啓発活動を私は行って、この事業を成功させて、やっぱり健康づくりという意味でやっていくべきだというふうに思います。実際、遠隔予防医療では、ある地域では、俺はこれだけ血圧が下がったんだとか、いろいろいい意味で自慢しあって、そういうふうに皆さんがやられていたと思うんです。そういうものを、やっぱり全庁的に、やっぱり広めていかないと、こういう事業の意味は私はないと思うんで、課長さん、その辺をひとつ頑張ってくださいればありがたいというふうに思います。

それからもう1点、最後ですが、プレミアム商品券、私も使わせていただきました。使った事業所の方と、いろんな話をしてみたんですが、この時期が終わってしまえばというふうな、やっぱり一過性という、何か、残念ながら諦めのようなことを言う事業者の方も現実にはいらっしやいました。よく、町長が自助・共助・公助というお話をされますけれども、やっぱり商店主、事業主が、やっぱりここから先は、やっぱり頑張って、いろんなアイデアを出して消費喚起をしていかなきゃいけないとは思いますが、それにしても、やっぱりこういうことがなければ、なかなか消費も喚起できないというのも現実です。ですから、例えばこういう制度を利用したときに、じゃあ、これを使った人に対して、その商店主や事業主がどういうふうな形で今後も自分の店や事務所を使ってもらえるようにやるかというふうなことを、やっぱり考えられるような環境ですとか、それをサポートする意味の官の補助、公助という意味では、私は若干あってもいいのかなというふうに思うん

ですけれども、そのあたりを、今後こういうふうな事例があったときに、どうやって事業主さんや商店主さんを、これから頑張ろうという意味で喚起するか。そんなところも、これから必要なのかなと思いますので、そのあたりのお話が聞かされたらありがたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（天野 成浩君） 7番師岡議員の1点目のご質問についてお答えいたします。

小丹波若者住宅の結露対策ということでございますけれども、現在、設計、建築を進めておりますけれども、その中では、24時間の換気はできることはもちろんでございますけれども、全面ガラスの部分はペアガラスを採用しております。この辺で結露対策は可能かなと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、7番師岡議員の2点目のご質問にお答え申し上げます。

23ページの予防費、健康相談事業費の報償費、講演会講師謝礼の8万円の増額についてでございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、この11月21日の土曜日、午後でございますが、古里の文化会館視聴覚室におきまして、前慶應義塾大学教授の栗原毅先生をお招きして、健康と長寿についての講演会を開催する予定となっております。そのための講演会の講師謝礼として8万円を計上するものでございます。師岡議員からお話ございましたとおり、栗原先生につきましては、5年間、長きにわたりまして遠隔予防医療のドクターコールの、主としてドクターコールをやっていただいた先生でございまして、以前にも町で講演会を実施した経緯もございます。そういう関係で、今回、事業終了いたしましたけれども、さらに健康についての啓発事業ということで今回企画をしたものでございます。栗原先生につきましては、いろんな面で非常に貢献をいただきまして、先ほど議員のほうからもお話ございましたように、ドクターコールによりまして、かなりご自分の健康意識が高まって改善されたというお話ございました。これを広く普及をさせていくことが非常に大事なことだということでございますので、今回の講演会につきましても、健康づくり推進協議会あるいは健康推進委員の皆様にも呼びかけ、あるいは町全体で呼びかけをいたしまして実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3番師岡伸公議員の3点目のご質問についてですが、こちらにつきましては、11番清水典子議員から一般質問を、通告を受けておりますので、一般質問の際に町長からご答弁を差し上げたいと思います。ただ、今、サポートということですので、その点に限ってだけ少しお答えをさせていただきたいと思います。これまで奥多摩商業協同組合と、それから青梅商工会議所と一緒に100縁商店街ということで地域の商店に入らせていただくというような事業を取り組んでおりまして、これは日本商工会議所から表彰を昨年度受けております。また、当期の宿泊助成事業、こちらについても町のほうが助成するというのとあわせて、事業店主、宿泊業者側も割引をし、さらにPRをしてもらうこととというようなことでやらせていただいておりますので、ぜひ今後も、協働するべきところは協働しながら働きかけると、あわせて、その商店主側といいますか、そういう方からも声を上げていただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。

1番石田議員。

○1番（石田 芳英君） 1番石田でございます。

2点、ご質問させていただきたいんですけども。

1点目は、29ページの地籍調査事業費ということで、今回、棚沢地区の地籍を調査されて金額が増加したということでございますけど、金額面じゃなくて、川井からずっと、今、棚沢まで来ているわけですけども、今後の予定といいますか、白丸、氷川というふうに行くかなと思うんですけども、その大きな予定がありましたら教えていただければと思います。

2点目につきましては、28ページの日照確保対策事業費というところで、これ、前々回、高橋議員さんからご質問があつて、今回1,500円から2,500円、また困難なところは、それに500円足して実施されるということで、大変よかったなというふうに思っておりますけれども、この要項を見ますと、実施主体が、現状自治会さんが実施主体となってやられて、その補助を公金、金額をとというふうになっておろうかと思うんですけども、ご存じのように自治会さんも人手が少なくなったり、いろいろと大変な状況でして、また専門的な方もいないような状況だと思います。プロというか業者の方に頼みますと、やっぱり高額な伐採費用もかかるかなと思いますけど、これは質問というよりは、ちょっとご提案なんですけど、やっぱり実施主体を町がやられて、例えば、いろんな調査とか、そういうの

は自治会さんでやってもいいんですけども、実施主体は町で、例えば入札等で業者を選定するとか、そういうような方向も将来的には必要かなというふうに思うんですけども、一応要望といいますか、もし何か、これからの検討課題だと思うんですけども、それが何かありましたら、お聞かせいただければと思います。

以上、2点でございます。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 1番石田議員の質問にお答えします。

地籍調査の今後の予定としましては、地籍調査事業につきましては、平成17年度に日原地区より地籍調査を実施してまいりました。その後、大丹波、川井、小丹波の地籍調査を順次計画に行ってまいりました。今年度につきましては、棚沢東地区の地籍調査を実施する予定でございます。また、地籍調査事業につきましては、今後の予定としまして、平成28年度が棚沢の船川より西地区です。29年度が、白丸、日向地区ですね。30年度につきましては、海沢の東地区、31年度につきましては海沢の西地区、長畑というような、順次計画的に行ってまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 1番石田議員の、2つ目の日照確保対策事業の改正についてのご質問ですけれども、この日照確保対策事業につきましては平成12年度から実施されておりまして、3番高橋議員からご質問の際にもお答えをしていますが、以来、一度も改正しないまま来ておりました。ということで、今回、一律一本につき1,500円であったものを2,500円にということで、これは立木費1,500円と伐採費1,000円というような形に分けておりまして、また、道路から離れているですとか、家へと家の間にあってチルホール等で引っ張らないと切れないというような困難地については、さらにプラス500円を足していこうというようなことで制度改正をさせていただいております。この点につきましては、西多摩の実施している市町村の、うちを含めて4つになりますが、そちらと歩調をある程度合わせながらという部分もございます。そういった中で、8月19日、自治委員会議において資料を配布して、全自治会長さんに、この制度についてご説明をさせていただきました。その際にも、町側から実施をしてほしいとかという声は特に上がっておりません。今後、現在、これの改正によって出てくるものと思われそうですが、そういったことがネックであれば、また考えるということもあるかとは思いますが、そういったことがネックであれば、また考えるということもあるかとは思いますが、住民と自治会、そして町が協働していくということになってきますと、こういう事業のやり方

も1つとしてよろしいのかなというふうに思っておりますので、当面、こちらの制度でいきなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） よろしいですね。

11番清水議員。

○11番（清水 典子君） 20ページの老人援護費の扶助費。今日さっと聞いたのには、たしか特養の入所の費用として6カ月分で60万ということだったんですけど、聞き間違えてなかったら、ちょっと虐待という言葉は出ましたかっていう感じがするんです。それは、各家庭の中で、そういったことがあって、そういう形で施設に入れるということなのか。そういう、今、テレビで川崎の施設で虐待が行われているようなところがあるじゃないですか、有料のね。本当に、個室の中で起きている、手も足も出ない年寄りに対して、そういうこともあちこちでこのごろ起きてきて、本当に怖いことだなというふうに思っているし、家族にとってはたまらないことだなというふうに思ってるんですが、町の中でも新しく、6カ月分なんて、こんなの一般家庭であるのかしらとか、ちょっと思って、新しい制度なのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、11番清水議員のご質問にお答え申し上げます。

こちらの老人援護費61万円の、これは皆増になります。今お話がございましたように、社会的に、児童虐待も含めていろんな問題が起きておりますが、当町におきましても、児童を含めて、高齢者も含めての虐待が少なからずあるということで、いろんなケースがございますが、いわゆる身体的虐待、あるいは精神的虐待、それから経済的虐待というのがございます。その中でも経済的虐待というのは、例えば、お年寄りの方が年金をもらってるんだけど、その年金がお年寄りのために使われなくて、あるいは子どもさんたちが使ってしまったりというようなケースも中にはございます。今回こちらに計上いたしました扶助費で、老人援護費の60万円につきましては、各家庭で、要するに家族の方から虐待を受けて、それで、町として虐待を認定をいたしまして、やむを得ない措置として、いわゆる措置とする際に、町が町の費用によって特別養護老人ホームに入所していただく。そのため、おおむね6カ月分を見込んだものでございます。その間、要するに家族から引き離すことによりまして、いわゆる関係機関が連携をいたしまして、虐待を受けた高齢者の方を支援するという形で解決を図っていくために、やむを得ない措置として分離をするための費用ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 11 番清水議員。

○11 番（清水 典子君） わかりました。小さな奥多摩町の中で、まさか、ないとは限らずあったんだなっていうふうには感じますが、いずれにしても、お年寄りですから、救えるものは早く救って、そういうところに収容してあげていただきたいと、それは思います。

奥多摩の中に、子どもについてもいじめなんかないんじゃないかなと思ったけど、ついこの間も、奥多摩等で、橋から飛びおりた中学生がいたというけど、だんだん近くの方に、いろんな事件が起きてくるので、やはり自分の町は安心だなと思っていたものが、いつの間にか、そういったことが起きてきて、事件性のあるものが近くにあるという、はつとするようなことがあって、時々びっくりすることがあるんですが、いずれにしても、町のお年寄りですから、安心して暮らせるような形で、早く、そういった意味では、民生委員の方々と一緒になってつくってあげていただきたいなと思います。

それから、さっき高橋議員が A E D のことで、もっと増やすようにというお話だったんですけど、多分、建設業関係者もみんな買って、自分のところで持っていると思います。そういったことで、なるべく、何かに使うときは、どこからか持ってきてもいいんだけど、まずとりあえずは救急車を呼んでもらうことが一番近道かなっていうふうに思うのと、もう少しいろんなところに、あそこにもあるっていうのがありますので、購入する前に、いろんな部分にどういうところにあるのか調べて、知らせて借りる方法もあるわけなんで、ぜひ、その辺も調べてみていただいたらいいかなというふうに思ってます。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 11 番清水議員のご質問といたしますか、意見ですけれども、今後、建設業協会のほうも含めて、町のどこに、どれだけの A E D があるのかというのを調べて、その中で少ないような場所には、どこか生活館に置くとか、そういう形での設置をしていきたいと。また、今、消防署のほうでも、かなり救命講習ということで、相当講習していただいています、今年も昨年に比べて 5 割増しぐらいの方が、そういう講習を受けているということですので、A E D を設置するとともに、それも使える方がやはりそばにいないとならないということで、先般、白丸でお祭りの際に倒れた方がいらっしゃって、それを、A E D を持って、グリーンウッドの職員だったんですけども、それで命を取りとめたというようなこともございますので、そういう中で、町民の方に、少しでも多くの方に、そういう経験もしていただいてということもあわせて考えてまいりたいと思いま

す。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） すみません、1点ちょっと補足をさせていただきます。

この60万円につきましては、あくまでも今後、発生するおそれがあるという想定のもとで今回追加したもので、これが3月末に全く不用額としてなくなることは、私ども期待しているものでございます。

以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに。

5番杉村議員。

○5番（杉村 良一君） 今のAEDの配置の件ですけれども、いろいろ検討していただけるということですが、川井には駐在所に1つ、それから古里中に前あったんですけど廃校に伴ってなくなったと。それはそれでいいんですけれども、古里に、こういうのはじゃあどうですかというのに対して、古里では、小丹波では駐在所、文化会館、古里小学校、わずか100メートルぐらいの中に3台あるんですね。どう見ても、これは無駄かなと。もう少し全体にばらまいて、寸庭にあるのか丹三郎にあるのかちょっとわかりませんが、全体的にばらまいて、管理上大変なのかもしれませんけども、100メートル以内に3台あるって、どう見ても無駄だと思いますので、そこら辺もあわせて検討をお願いしたいと思います。

それから、消防署ですね、そこからお願いした場合、川井の場合には、向こうの方、消防署の方がおっしゃるには早くても10分はかかりますよと。できるだけ、同時に処理はお願いしたいんですけども、地元で素早く、1分単位でも生存率が全く違うので、お願いしますと、そういうお話を伺っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 5番杉村議員の質問ですけれども、そのAEDの設置、今、古里地区は古里小、文化会館等、近い範囲にあるということですが、学校は児童・生徒がおりますので、そういう必要性もございまして、文化会館等についても不特定多数の大勢の方が集まるといことで、公共的な施設には全て設置をしております。先ほどもお答えいたしましたけれども、今後、それらの設置状況を見ながら、設置について考えてまいりたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 4番原島議員。

○4番（原島 幸次君） 4番原島でございます。

ちょっと2点だけお聞きしたいんですが、31ページと32ページの防災費の関係で、目の14なんですが、ここで消防施設の補助金で2,000万が削られてしまったと。採決で、今年はだめで来年に回されたということなんですが、防火貯水池、非常に、いつ火災があるかわかりません。どこでつくるか、どの場所だかわからないものですから何とも言えませんが、いつ火事が起こるかわかりません。その辺の対応がとれているのかどうか。

あともう1件、耐震性の防火貯水槽ですので、ほかの今までつくった貯水槽が、みんな耐震になってるのかどうか。古いのもあるんじゃないかと思います。その辺があるのかどうか、あった場合、今後どうされるのかどうか、その辺を聞きたいと。

それから、款の09の消防費の目の01の防災費なんですが、ガスコンロ等の購入費補助金で75万がここに出ているんですが、そのガスコンロ、どちらのほうへ行かれるのか、あるいはどういうガスコンロなのか。あるいは、自治会がいるのか、消防団はいるのか、何台ぐらいいるのか。その辺もちょっと教えていただければ。私、聞きそびれちゃったかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 4番原島幸次議員のご質問にお答えいたします。

防火水槽の関係ですけれども、今年度、南氷川と日原に予定をしておりました。それが、日原等については、今、ご質問の中にもありましたように、昔からの古い防火水槽があつて、結構老朽化に伴って水漏れもしているというような状況もございまして、そこら辺、修理をしながら対応はしておりますけれども、そんなことで、今、2カ所をとということで考えておりましたけれども、やはり金額が大きいものですから、補助金等を活用して建設をしていきたいということから1年見送り。もう既に来年に向けて、東京都のほうには、ぜひ来年はということで、今、要望をしております。また、現在設置している防火水槽につきましても、昔からのものも含めて現場うちでやっていたということで、耐震性になっているものがまだ少ない状況です。あと40立米の防火水槽が、今主流ですけれども、以前につくられたものは、20トンですとか、小さいものもあるということがございますので、今後、火災等の対応の状況で、そばに水利がないというようなところは優先的に設置をしてまいりたいと思っております。事実、先日の川井のときにも、かなり遠くから引張ったというようなこともございまして、ただ、防火水槽の場所もないと建設できませんので、それらも含めて考えてまいりたいと思っております。

それと、ガスコンロの購入費の関係ですけれども、やはり高齢者の火災が多い。特に油

火災等については火をつけっ放しにしてしまうということで、安全センサーがついて、ある一定の温度を感知したときには火が消えるというガスコンロを設置するための補助金ですけれども、これにつきましては対象が 65 歳以上の高齢者のみの世帯、あるいは高齢者のいる非課税世帯、またその他、町長が認める者ということということで、設置が必要なご家庭に対して購入費のおよそ 2 分の 1 が、今見てますと大体 3 万円ぐらいですので、その 2 分の 1 を助成していこうという事業でございます。ご理解をお願いいたします。

○4 番（原島 幸次君） ありがとうございます。

○議長（前田 悦男君） ほかに。

3 番高橋議員。

○3 番（高橋 邦男君） 3 番高橋です。

32 ページをお願いします。総務課長ばかりで申しわけないんですけど、消防費の防災費、今のガスコンロの上のところですかね、耐震診断補助金増のところなんですけど、金額についてではなくて、町の中の実施状況ですね、もう既に始まっていると思うんですけど。

それともう 1 つ、棚沢でいうと、旧山宮林業事務所がありますね、道路っ端に。もう何十年も前から、ちょっと傾いているかなと思うぐらい危ないなと思ってるんですけど、あれは町の建物になったのかどうかも、ちょっと答えられたらお願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 3 番高橋邦男議員のご質問にお答えいたします。

この緊急輸送道路の沿線建築物の耐震診断でございますけれども、国道 411 号線が、地震等の際の緊急輸送道路、物資を運んでいく道路ということで認定をされました。その沿線にある高い建物で、それが倒壊したことで道路の半分をふさいでしまうというおそれのある建物について、この耐震診断を行っていくという事業でございます。町には 24 件対象がございました。当初、この診断については 10 分の 10 の助成ですので、そういうことでご理解をということだったんですけども、その後、もし危険だということになると建てかえ等の状況も出てきまして、そうなるとう自己負担が出てくるというようなことで、なかなかご理解得られなくて、この診断をするご家庭も少なかったんですけども、ここで 24 件のうち、今年度で 21 件、ご理解をいただいてやるということで、あと 2 件が、お年寄りだけの世帯でということ、今、なかなか診断に応じていただけないんですけども、お年寄りだけといっても、そういう危険があるということですので、そこら辺、ご家族も含めてご理解いただけるように、私どもと東京都のほうで、今、努力をして、診断を受けていただくようにということで対応しているところでございます。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、私から、2点目の旧山宮林業の建物についてお答えを申し上げます。

あの底地につきましては、競売にかかったということで私どもで落札をさせていただいて、現在、町のものになっております。しかしながら、上物の建物につきましては個人所有という状況でございます。今後、沿道沿いにあることから、当然、防災上の問題もございますし、また町の全体的な道路の拡幅を含めた計画等も踏まえて、買収できるかどうか、所有者様に当たっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第73号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第73号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第73号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第73号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第74号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 74 号の質疑を終結します。

次に、議案第 74 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 74 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 74 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 75 号の質疑を終結します。

次に、議案第 75 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 75 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 75 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 76 号の質疑を終結します。

次に、議案第 76 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 76 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 76 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 77 号の質疑を終結します。

次に、議案第 77 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 77 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 77 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 78 号の質疑を終結します。

次に、議案第 78 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 78 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 78 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 79 号の質疑を終結します。

次に、議案第 79 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 79 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 79 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 80 号の質疑を終結します。

次に、議案第 80 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 80 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 80 号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議 3 日目は、明日 9 月 11 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 27 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員